

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成23年12月2日

住 所 岩手県久慈市山形町川井第9地割32番地2
氏 名 蒲野建設株式会社 代表取締役 蒲野 秀雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日	平成23年12月2日	許可番号	第111014-4号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物の種類（当 該産業廃棄物に 石綿含有産業廃 棄物が含まれる 場合は、その旨 を含む。）	安定型最終処分場（令第7条第14号口施設） ・ 廃プラスチック類 ・ ゴムくず ・ 金属くず ・ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じ たものを除く。）及び陶磁器くず ・ がれき類 以上について、石綿含有産業廃棄物を含む。 以下余白		
設 置 場 所	岩手県久慈市山形町日野沢第4地割78番34、78番37及び78番38 以下余白		
処 理 能 力	埋立面積 14,558m ² 埋立容量 131,815m ³ 以下余白		
許 可 の 条 件	—		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	無		
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 4 施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）に基づ く維持管理基準及び申請書に記載した維持管理に関する計画に基づき維持管 理すること。 5 法に基づく廃棄物の処分基準を遵守するとともに、生活環境影響調査報告 書において予測した生活環境の状況について定期的に検証し、生活環境保全 上の目標の遵守に努めること。		